

全日本合唱コンクール全国大会参加規定

(出演資格)

第1条 出演の資格を有するのは、全日本合唱連盟に所属する各都道府県地区合唱連盟（以下、正会員連盟という）に加盟している合唱団で、次の要件を満たす合唱団とする。

- (1) 支部大会で該部門の代表として支部長の推薦を受けた合唱団
- (2) 第5条に規定するシード合唱団

(各部門の出演人数・出演合唱団資格)

第2条 開催規定第9条に規定する各部門の出演合唱団の出演人数及び資格は次のとおりとする。

- (1) 中学校部門
 - ① 出演人数6名以上の合唱団
 - ② 同一の中学校の生徒で編成する合唱団、または次条第2項(3)に定める合同合唱団
 - ③ 団体名には学校名を含めなければならない。
 - (2) 高等学校部門
 - ① Aグループは出演人数6名以上32名以下、Bグループは出演人数33名以上の合唱団
 - ② 同一の高等学校の生徒で編成する合唱団、または次条第2項(3)に定める合同合唱団
 - ③ 団体名には学校名を含めなければならない。
 - (3) 大学職場一般部門
 - ① 大学ユースの部
出演人数が6名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団
 - ② 室内合唱の部
出演人数が6名以上24名以下で編成する合唱団
 - ③ 混声合唱の部
出演人数が8名以上で編成する混声合唱団
 - ④ 同声合唱の部
出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団。
- 2 出演人数は、前項出演に人数の枠内で、県大会もしくは支部大会での最大申し込み人数の10%（端数は四捨五入）の増員まで認める。ただし、最大申し込み人数が40名未満の場合は4名の増員まで認める。
- 3 出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱パートを歌う場合は、人数に含めるものとする。
- 4 出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、大会の長が判断して審査の対象とすることができる。

(出演に係る条件)

第3条 出演に係る条件は次のとおりとする。

- (1) 全部門を通じ、同一合唱団の出演は1回に限る。
 - (2) 中高一貫校は中学校相当学年を中学校部門、高等学校相当学年を高等学校部門として扱う。
 - (3) 大学職場一般部門には、中学校部門、高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。
- 2 中学校部門、高等学校部門における特例を以下に定める。
- (1) 中学校部門、高等学校部門においては、同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演単位でそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。ただし、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。
 - (2) 中高一貫校は高等学校部門に中学校相当学年を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した当該生徒は中学校部門に出演することはできない。
 - (3) 合同合唱団は3校以内で編成する合唱団で、常時活動し、当該正会員連盟の理事長及び支部長が認めたものとする。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

(指揮者・伴奏者・独唱者)

第4条 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、中学校部門、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱パートを歌う場合は第2条及び第3条の出演資格、条件を満たさなければならない。

(シード合唱団の出演に係る条件)

第5条 開催規定第8条第4項に定めるシード合唱団は、全日本合唱連盟推薦合唱団として都道府県大会及び支部大会の審査を受けずに全国大会に出演できる。

- (1) 出演の際に編成区分を変更することはできない。
- (2) 都道府県大会及び支部大会に審査の対象外で出演しなければならない。

(演奏曲)

第6条 演奏曲は次のとおりとする。

- (1) 中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- (2) 高等学校部門、大学職場一般部門の出演団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は課題曲・自由曲の順とする。
- (3) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズを購入し、その中から1曲を選択して演奏しなければならない。
- (4) 自由曲は、曲目及び曲数に制限はない。

(5) 出演者全員により、全曲を同じ種別（混声・男声・女声）で演奏するものとする。

(演奏時間)

第7条 演奏時間は次のとおりとする。

- (1) 中学校部門
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
- (2) 高等学校部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
- (3) 大学職場一般部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

2 演奏時間を超過した場合は審査の対象としない。

(伴奏楽器)

第8条 伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

(演奏曲・曲順・伴奏楽器の変更禁止)

第9条 都道府県大会・支部大会・全国大会を通じて、演奏曲・曲順・伴奏楽器を変更することはできない。

(編成区分の変更禁止)

第10条 都道府県大会・支部大会・全国大会を通じて編成区分を変更することはできない。

(出演順序)

第11条 全国大会の出演順序は、開催年度の全日本合唱連盟春季理事会において、支部長の抽選により決定する。

(参加料・出演経費)

第12条 参加料は次のとおりとする。

- (1) 参加料は有料とし、その金額は全日本合唱連盟理事会において決定する。
 - (2) 参加料は申し込みと同時に納入するものとし、一旦納入した場合は原則として払い戻さない。
 - (3) やむを得ない事情で全国大会が開催できなくなった場合、それまでに発生した費用を差し引いた金額を返金する。
- 2 その他の出演経費は、出演団体の負担とする。

(審査と表彰)

第13条 審査は、原則として過半数方式（新增沢方式）で行う。

- 2 出演した全合唱団を各部門、編成区分ごとに審査し、それぞれに対して、金・銀・銅いずれかの賞を贈る。
- 3 この他に、特別賞を贈ることがある。

(規定違反の扱い)

第14条 出演資格など本規定に違反したときは出演停止または審査対象外とする。後日発覚した場合は入賞を取り消すことができる。

(規定の改廃)

第15条 この規定の改廃は、全日本合唱連盟理事会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

附則

1 この規定は、2020年4月1日から施行する。

- 一部変更 2020年11月23日改正 2021年度から実施（同一校からの複数合唱団参加に関する改定）
- 一部変更 2021年2月21日改正 2021年度から実施（条文内の号番号の修正）
- 一部変更 2022年5月21日改正 2022年度から実施（中学校部門・高等学校部門・大学ユースの部の参加人数下限の変更）